

高砂市既存民間建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく高砂市耐震改修促進計画（改定版）（平成28年3月策定）に基づき、高砂市内に存する民間建築物の所有者等が行う耐震診断等に対して補助金を交付することにより、既存民間建築物の耐震化を促進することを目的とする。

(総則)

第2条 耐震診断に対する補助金の交付については、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱、兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱及び高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

法第14条に規定する建築物をいう。

(3) 中規模多数利用建築物

要緊急安全確認大規模建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第15条第1項の規定による指導及び助言の対象となるものであって、法第14条第1号に掲げるものをいう。

(4) 小規模多数利用建築物

中規模多数利用建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第15条第1項の規定による指導及び助言の対象となるものであって、法第14条第1号に掲げるものをいう。

(5) 大企業

次のアからウまでに掲げるもの以外の会社又は個人をいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社又は個人

イ 中小企業信用保険法第2条第1項第1の2号に規定する会社又は個人

ウ ア又はイに掲げるものから50パーセント以上の出資を受けている会社又は個人

(6) 国又は地方公共団体に関連する法人

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 1 項から第 4 項までに定める法人又はそれに準じる法人をいう。

(7) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添。以下「技術的基準」という。）第 1 の方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 市は、予算の範囲において、耐震診断に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業の区分及び目的、補助対象建築物、補助金の額等については、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に係る事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物概要書（様式診断第 1 号）
- (2) 補助申請額算定表（様式診断第 2 号）
- (3) 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
- (4) 所有者が大企業又は国若しくは地方公共団体に関連する法人でないことが確認できる書類
- (5) 区分所有又は共有の建築物の場合は、所有者間で合意されていることが確認できる書類
- (6) 所有者の住所、氏名等が確認できる書類（建築物の登記事項証明書等）
- (7) 管理者が申請する場合は、所有者の同意を得ていることが確認できる書類
- (8) 補助事業における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体が実施する事業であって、消費税額を補助対象金額に含めようとする場合は、消費税仕入税額控除確認書（様式診断第 3 号）
- (9) 付近見取図
- (10) 配置図、平面図及び断面図（階数がわかるもの）
- (11) 建築物の外観写真
- (12) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があるときは、これを減額して申請しなければならない

い。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。この場合において、交付決定の段階で消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。この場合において、交付決定を受けた耐震診断に係る事業（以下「補助決定事業」という。）における消費税等が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する交付決定には、次に定める条件を付けるものとする。

(1) 前項の通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 交付決定者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号の規定により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の額）を、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、交付決定者が補助決定事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(変更、中止等)

第8条 交付決定者は、第1号に掲げる変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第2号に掲げる変更を行おうとする場合は補助金変更交付申請書（様式第4号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助決定事業の内容の変更

(2) 補助決定金額の変更

(3) 補助決定事業の中止又は廃止

2 市長は前項の規定による申請を承認すべきと認めるときは、当該申請の種類に応じ、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号）、補助金交付決定変更通知書（様

式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第9条 交付決定者は、市長から補助決定事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

2 交付決定者は、補助決定事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助決定事業が完了したときは、補助事業完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助決定事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は当該補助事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 対象建築物の事業実施報告書(様式耐震第4号)

(2) 耐震診断結果報告書(様式耐震第5号)

(3) 請負契約書の写し

(4) 耐震診断書の写し

(5) 交付決定通知書又は交付決定変更通知書の写し

(6) 診断実施者からの請求書の写し又は領収書の写し

2 交付決定者は、補助決定事業が年度内に完了しないときは、年度終了実績報告書(様式第11号)に前項各号に掲げる書類を添えて、当該補助決定事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(全体設計の承認)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書(様式第13号)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書(様式第14号)により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、第 11 条の規定による補助金の額の確定後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

（取消し）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 16 号)により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 11 条の規定による補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前 2 項の期限を延長することができる。

4 交付決定者は、第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 5 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 交付決定者は、第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第 16 条 交付決定者は、当該補助決定事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 17 条 補助決定事業により効用の増加した財産のうち、市長が必要と認めた財産の財産処分の制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定めるところによるものとし、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供する場合において、その効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、交付決定者は、市長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

小規模多数利用建築物耐震診断補助事業

補助事業名	小規模多数利用建築物耐震診断補助事業
補助事業の目的	法第 15 条第 2 項の規定による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第 5 条第 3 項第 1 号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第 15 条第 1 項の規定による指導及び助言の対象となるものであって、法第 14 条第 1 号に掲げるもの（以下「小規模多数利用建築物」という。）の所有者等が、当該建築物の耐震診断を実施する場合に、その経費の一部に対して補助を行うことにより、既存民間建築物の耐震診断を促進することを目的とする。
補助対象建築物	補助の対象となる建築物は、次に掲げる要件に適合するものとする。 (1)小規模多数利用建築物であること。 (2)地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）以外の規定に適合しているこ

	と（同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの及び耐震関係規定以外の規定に適合していないもので、違反箇所について耐震診断等を行う前に是正措置を講じることが確実である場合を含む。）。
補助の対象となる者	補助金の対象となる者は、次に掲げる者とする。 (1) 補助対象建築物の所有者又は管理者で、所有者の同意を得ている者 (2) 国又は地方公共団体でない者 (3) 国又は地方公共団体に関連する法人でない者 (4) 大企業でない者
補助の対象となる経費	民間の小規模多数利用建築物について所有者等が実施する耐震診断に係る事業に対する経費とする。ただし、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。 (1) 次のアからウまでに掲げる額 ア 面積1,000㎡以内の部分にあつては、3,670円/㎡以内の額 イ 面積1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分にあつては、1,570円/㎡以内の額 ウ 面積2,000㎡を超える部分にあつては、1,050円/㎡以内の額 (2) 3,670千円
補助金の額	補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た額とする。

別表第2（第4条関係）

緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業

補助事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業
補助事業の目的	高砂市に存する兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（以下「緊急輸送道路沿道建築物」という。）の所有者等が、当該建築物の耐震診断を実施する場合に、その経費の一部に対して補助を行うことにより、既存民間建築物の耐震診断を促進することを目的とする。
補助対象建築物	補助の対象となる建築物は、次に掲げる要件に適合するものとする。 (1) 緊急輸送道路沿道建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）であること。 (2) 耐震関係規定以外の規定に適合していること（建築基準

	<p>法第3条第2項の規定の適用を受けているもの及び耐震関係規定以外の規定に適合していないもので、違反箇所について耐震診断等を行う前に是正措置を講じることが確実である場合を含む。)</p>
<p>補助の対象となる者</p>	<p>補助金の対象となる者は、次の各号の全てに適合する者とする。</p> <p>(1) 補助対象建築物の所有者又は管理者で、所有者の同意を得ている者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体でない者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体に関連する法人でない者</p> <p>(4) 大企業でない者</p>
<p>補助の対象となる経費</p>	<p>民間の緊急輸送道路沿道建築物について所有者等が実施する耐震診断に係る事業に対する経費とする。ただし、次の各号に掲げる額のいずれか低い額（設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,540千円を限度として加算した額）を限度とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる額</p> <p>ア 面積 1,000 m² 以内の部分にあつては 3,670 円/m² 以内の額</p> <p>イ 面積 1,000 m² を越えて 2,000 m² 以内の部分にあつては、1,570 円/m² 以内の額</p> <p>ウ 面積 2,000 m² を超える部分にあつては、1,050 円/m² 以内の額</p> <p>(2) 6,290 千円</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た額とする。</p>

